

議長(鳥居直記君) 出席議員半数以上であります。これより議事日程第2号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、これよりお手元に配付いたしました質問通告表により、順次、市政一般質問を行います。41番柴田 朴議員。

〔柴田 朴君登壇〕

41番(柴田 朴君) おはようございます。

日本共産党の柴田 朴でございます。

質問通告に基づきまして、市町村合併について、景気悪化に伴う中小企業・商店対策、雇用対策、入札制度の見直しについて、以上4点にわたり質問をしますので、市長及び関係部長の明快な答弁を求めるものであります。

まず、市町村合併についてお尋ねします。

合併問題を論ずる前に、私は、いま一度、地方自治の基本理念、住民自治の原則とは何かという点につきまして述べてみたいと思います。

日本国憲法は、第8章において地方自治を置き、第92条から第95条まで4つの条項を掲げています。ご承知のように、憲法第92条で地方自治の基本理念として、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」と述べています。この地方自治の本旨に基づいてという内容につきまして、憲法学者その他の解説などを見ますと、1つ、地方自治体のことは、住民の意思に基づいて決定し、住民の参加によってこれを執行する。2つ、地方自治体は、方針の決定や執行の全体について、国に対して自主的である。このように解説をしています。したがって、次の憲法第93条では、地方自治の原則の立場から、議事機関として議会を設置する。地方公共団体の長、その議会の議員、法で定めるその他の吏員については、住民が直接選挙でこれを選ぶ。そして94条では、団体自治の原則をうたい、地方議会の自主立法権(条例制定権)を与えています。95条では、国と地方公共団体の対等性をうたっております。

私が、本日の質問に当たりまして、特に、憲法の中での地方自治体の地方自治の条項を振り返りましたのは、この憲法の精神に照らして、現在、進められている町村合併のあり方、国や県の指導

のあり方が正当なものであるか、それとも行き過ぎているのか、これを検証したいからであります。私は、憲法第92条でうたっている地方自治の本旨からしても、自治体が合併するかどうかは、あくまでも住民の意思に基づいて決定し、住民の参加によって執行すべきであると、このように考えます。

ところが、今日、国が進めている町村合併は、市町村の自主性に任せ、国としては、中立の立場をとるべきであるのに、その中立性をかなぐり捨てて、合併を促進するための合併特例法の改正など、まさに強引に現在の3,200余の市町村を1,000程度まで減らそうとしているのであります。

ことし7月、緊急に開かれた全国町村会主催の町村自治連立臨時全国大会は、改めて市町村合併の強制に反対するという特別決議を採択いたしました。そして、この大会で、ある町の町長さんは、次のように発言をしているわけです。「政府が指導している町村合併は、まさに住民の自治を高め、政治参加を高めるという肝心な視点が忘れられている。ただ、行政改革の一環として、いかに安上がりの自治体に再編成をし、地方交付税を大幅に削減をしていくかだけを考えている。我々は、このような国のやり方についてはいけない」と、こういう発言が出ております。

合併問題で大切なことは、合併することによって住民の自治が一層豊かになり、住民の政治参加がふえるかどうかにあります。人口が大きければ力が出る、うまくいくというものではありません。これまで合併をしてきた市や町を見ても、合併して面積が広くなり、人口がふえたために、逆に住民の共同意識が薄れ、選挙の投票率なども下がってきている。役場と市役所のある中心地区だけはいいが、その他のところは、逆に行政に対して声が届かなくなったというふうになっております。

それでは、現在、全国的な市町村合併の動きは、どのようになっているのでしょうか。11月に総務省が発表した資料が私の手元にありますが、全国で3,224の市町村があります。この中で、法定合併協議会を立ち上げた地区が30地区の109町村であります。任意合併協議会の設置が43地区の198市町村、研究会その他をやっているところが251地区の1,350市町村であります。まだ、約50%の市町村が全く意思表示をしていない。模様眺めの状況であ

ります。3,224ある市町村の中で、30地区、わずかに109市町村しか合併を目指した法定合併協議会を設置していないという現状は、市町村に対して、いまだ多くの自治体が悩みを持ちながら、冷静な目で事態の進行を見守っているというふうには私は考えます。

ところが、そのような全国の情勢にもかかわらず、長崎県はどうでしょうか。何と、4つの地区で、1市20町が法定合併協議会を立ち上げて、まさに全国でもその先頭を走っているという状況にあります。そして、知事を先頭にして、合併ができれば小さな町は大変だ、運営ができなくなるぞと、強引な指導であります。

私は、申し上げたい。長崎県は、もっと頭を冷やして、冷静に全国の流れを見極めた指導をしても遅くないのではないかと。なぜ、全国の市町村が今日の合併問題を冷静に判断しようとしているのか。そこには、住民の自治や住民サービスの向上と逆行する行政改革と町村合併が一体化した姿が見えているからであります。

そこで、市長にお尋ねします。

あなたは、去る10月18日開催された第2回の長崎地域広域行政調査検討委員会において、各町のアンケート調査の結果を踏まえて、任意の合併協議会を立ち上げるために、各自治体が12月議会に、その費用を計上してはどうか。また、任意合併協議会を立ち上げるに当たって長崎市はこう考えるとして、合併に際しての公共料金のあり方、水道・下水道に対する考え方、消防、救急医療のあり方などについて発言をしております。長崎市民や議会に対しては、いまだ合併のメリット、デメリットについても明らかにしていないままで、市長の発言だけがひとり歩きをするということは、私は、市民の立場からも納得できないのではないかと。市長の合併問題に対する真意をお答え願いたいと思います。

次に、景気の悪化に伴う中小企業や商店・市場などの救済対策についてお尋ねします。

アメリカで発生した同時多発テロ行為は、社会正義と人道に反する行為として、我が党としても徹底した追及の立場にあります。世界的にテロ集団を追い詰めていく手段として、軍事報復の繰り返しでは、アフガンの一般市民の被害が広がっているように、まさに泥沼であります。小泉内閣

は、この報復戦争に自衛隊を参加させることに懸命の余り、日本国内の深刻な経済不況、国民生活の不安や中小企業の倒産などに対して、具体的な政策も展望も示していないというのが実態であります。

長崎市内の現状を見ても、これから年末に向けて事態は深刻であります。さきの大型店の進出の影響がだんだんと広がり、浜町商店街を初め全市内の商店街が2割、3割の売り上げ減が出る中で、観光なども期待ができない、結局、年末を乗り切れるのかどうか必死であります。これらの現状に対して、行政としての支援策としては、融資制度を大いに活用してもらおうというのが、これまでの態度であります。しかし、私は、それだけでは、ことしは乗り切れないと、このように考えます。結局、融資制度を並べてみても、最後の判断は銀行に任せる。銀行は貸し渋りを強めて、結局は、期待した中小企業、商店を効果的に救済することはできないと、このように考えるからであります。

私は、市として、対策本部などを直ちに設置をして、市の職員も業者と一緒に銀行に同行したり、保証協会に行き、今日の事態を乗り切る積極的な体制を取るべきではないかと、このように考えます。

また、市独自としても、我が党が前から提起をしておりました積立基金の一部を取り崩して、直貸し制度を設けて50万円、100万円程度を融資する体制をとるならば、救済される業者が多いと考えますが、市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

雇用対策について質問します。

史上最悪の完全失業率は5.4%、10月30日発表です。背景にあるのは、空前の規模の企業リストラです。小泉内閣は、このリストラに対しても反対するどころか、「リストラは構造改革ですよ」と、これを応援する姿勢を取り続けています。まさに政治が逆立ちをしていると言わざるを得ません。企業内部には、これまでにない内部留保金の積み立てを続けながら、企業の社会的責任を全く顧みようとしないこれらの企業の無責任な姿を、市長、あなたはどのように考えますか。政府に対して、今こそ大企業は社会的責任を自覚して、リストラを中止するよう訴えてほしいと考えます。

さて、長崎県は去る3日、政府の雇用創出交付

金50億5,000万円を受けて、当面、2004年度までに7,200人の雇用を創出したいと、このように発表いたしました。当面、基金から5億円を取り崩すと言っていますが、長崎市としても、それを受けての事業展開を予定していると考えます。

私が提起したいのは、国から交付される交付金だけでなく、市独自としても、基金など取り崩して上積みをする考えがないかお尋ねをします。

類似都市の施策を見ても、多くの都市が独自のものを打ち出しています。例えば金沢市などは、国の補正を待たず独自の対策を打ち出して、海岸保安林の間伐で延べ1,200名の雇用、ごみステーションの分別指導その他の巡回指導で440名の雇用、あるいは民有地にある道路を市道に認定する基礎調査で360人を雇用、いずれも6カ月ですが、いろいろな工夫をしております。

長崎市でも、観光地の立場からだけでも、道路や公園の清掃を初めごみステーションの分別指導など工夫できると考えます。多くの市民が仕事につきたくても職がない状態の中で、今日、市長の思い切った雇用創出を期待したいと思います。

答弁をお願いします。

最後に、入札制度の見直しについてであります。

入札のたびに談合情報が流れる。これは流れる情報が当たっているときもあるが、当たっていないときもあると思います。しかし、それを無視して放置しておく、市役所に対する市民の信頼感がなくなってしまうと、私は考えます。

最近、業界紙が流した片淵中学校武道場新築・プール移転改築主体工事等について、3社が最低制限価格を事前に知っていた。そうして落札した結果は、3社とも2億6,211万1,100円、すなわちプラス100円であったと、そういうふうに報道し、したがって、最後は、3社が抽選をして決めたと書いています。市当局のだれかが業者に予定価格を漏らしたとすれば、どうして一度に3社が知っていたのかという疑問等も残るわけでございますけれども、しかし、一般市民の立場である情報を見ると、やはりこれは市内部から漏れたのではないが、こういうふうに疑わざるを得ない。あんなに天文学的な数字まで知るはずがないとなるわけです。お互いに利害の絡む業者の集まりですから、落札をした人と落札できなかった業者との間では、感情的な対立があります。落札できなかった業者

が情報を流すことも、これまでよくありました。

我が党が、これまで一貫して一般競争入札を主張してきたのは、指名競争入札であれば、業者が一堂に集まるから談合がしやすくなる。一般競争入札にすると、だれが入札に参加をしているのかわからないから、したがって、談合のしようがないわけであります。

今度、横須賀市がことしの9月から電子入札を導入したことを知りました。早速、調査をしてみますと、横須賀市もそれまで数多くの談合情報でいろいろ困っていた。そして、市としては、談合情報が起こると、その対策のことばかり繰り返して、あれだこれだというふうに考えていた。そこで、あるとき、これは幹部会で決断をして、談合情報が発生してから、ああでもない、こうでもないというふうに弁明を繰り返しても、それは不毛の論議である。市民の信頼を取り戻すためには、そもそも談合ができないような入札制度、入札手続きにしていく必要がある。談合ができない入札制度と言えば、これはご承知のとおり、一般競争入札しかないわけであります。そこで、横須賀市は、一般競争入札というものを真正面に据えて、その一般競争入札をした場合のリスクを許容範囲内まで軽減するために、いろいろな条件をつけてみた。そして実施するようになったというふうに説明をしてくれました。

したがって、この電子入札制度、工事の発注の掲示その他も、これまで庁内で掲示をしていたのを、すべてこれは庁内掲示をやめて、ホームページでこれを出す。2番目には、もちろん現場説明その他も廃止をする。投票は郵便で出してもらおうと、こういうふうな制度に切り替えたわけです。そして、今日まで数カ月がたっておりますけれども、その後、談合のこういったうわさ、批判というものは消えてしまったと、こういうふうに言われております。

私は、今こそ、長崎市でも直ちに検討して、横須賀市などに見習って、入札制度を地元企業優先などを入れた制限付きの一般競争入札に改める考えはないかお尋ねをしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

= (降壇) =

議長(鳥居直記君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 皆さん、おはようございます。

柴田 朴議員の質問にお答えいたしたいと思います。

まず、市町村合併の件でございますが、今回、市町村合併が地方行政の重要課題となっている背景につきましては、地方分権一括法が施行され、本格的に分権の時代を迎えた今日、住民に一番身近な存在であります市町村が従来の国あるいは県への依存体質を改めて、主体的に地域の行政を進めていくためには、市町村の自立と自治能力の向上が重要であるという認識に基づくものでございます。今後、少子・高齢社会が進む中で、厳しさを増します地方財政の状況を踏まえつつも、現在の行政サービスの水準を確保、維持するためには、効率的な行政体制の整備に努めていかなければならないと考えているところであります。

そこで、従来から効率的な行政運営の一つの手段として、広域行政による事務の共同処理等がありました。長崎市といたしましては、西彼杵郡の10町においては、長崎地域広域市町村圏協議会を昭和48年に設置をし、これを基盤として消防、救急その他の行政サービスを広域的に今日まで実施をまいりました。

この市町村合併の問題に関しましては、この広域行政を行っている1市10町という枠組みを基盤にいたしまして、種々検討を加えてまいりましたが、さらに、隣接いたします多良見町さんも加わっていただきまして、1市11町での任意合併協議会を設置することで合意をみたものであります。

このことは、地方財政の状況が厳しさを増していく中で、周辺の自治体も含め、長崎地域の中核都市である本市と一体となって、少子・高齢社会における地方自治体の運営のあり方を、合併も視野に入れて検討することは避けては通れない状況にあるという認識に至ったものであるというふうに考えております。

本市とその周辺の自治体との関係につきましては、各種の統計調査でも既に明らかなように、通勤、通学あるいは日常の買い物などで広域的な生活圏を一体的に形成している状況にありまして、住民サービスの向上や効率的な事業の実施という観点から、今後とも、道路網あるいは上下水道の整備などにおきましては、一体となって計画をつ

くり、進めていくことが期待されているところであります。

今後の関係する自治体での協議におきましては、このような長崎都市圏としての一体的な発展を目指すという方向で、将来のまちづくりビジョンを共同で作成することが予定されておりますので、先ほど申し上げました少子・高齢社会への対応という観点とあわせまして、このたびの市町村合併に関する協議に当たりましては、10年先、あるいは20年先の長崎都市圏の発展を目指した取り組みとしたいというふうに考えているところでございます。

このように、市町村合併は、単に、行政区域を拡大し変更しようとするものではなく、合併関係市町村が持つそれぞれの地域の文化、伝統、産業等の資源を有機的に連携をし、活用しながら、新しいまちづくりを考える絶好の機会であると考えております。

次に、市民の意見を把握し、その意見を十分尊重すべきではないかということでございますが、この合併問題は、先ほど申し上げましたように、将来のまちづくりを検討するというところでありますから、市民を含め関係する自治体の住民の意思を十分に把握をし、協議を進めていくことが大切であるというふうに私も認識をいたしております。これまでは、県が示したものを含め、さまざまな合併パターンを内部で研究してきた段階でありましたが、今回、1市11町という枠組みに絞った協議が可能となりますので、今後は、関係する自治体の住民の皆様に対し、合併を判断する材料も十分提供できるというふうに考えております。また、他都市の例におきましても、合併の協議の進み具合に応じて、住民アンケート等により、さまざまな角度から住民の意向を調査し、その協議に反映させているという実情もございます。

いずれにいたしましても、住民への影響が大きな問題でありますので、今後とも、本市を含む合併協議に際しましては、その協議過程における内容も含めまして、十分な情報が市民の皆様方へ提供されるように、関係する自治体と共通理解を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、先ほどの柴田議員のご質問では、10月17日に合併準備会の中で、長崎市長としての見解を

述べたではないかということでございますが、この長崎地域広域市町村圏(1市10町)、また、準備会の中では、多良見町さん、飯盛町さんも入っていただきまして、これまでの協議のアンケート結果が出るまでは、私自身は発言を、これは控えておりました。と申しますのは、既にお聞きかと思えますが、この合併について、長崎市はどういう考えを持っているのか、市長はどういう姿勢なのかということが、介護保険の問題あるいは上水道・下水道の公共料金の格差の問題等々を含めて、あるいはごみの焼却炉や最終処分場、たくさんの問題が山積をしているわけでありますけれども、それぞれの個々の問題、あるいは職員の身分の問題、議会のあり方の問題等々を含めて、長崎市の姿が見えない、考え方が見えないというのが今日までの状況でございました。

私は、基本的には、住民のアンケートが各町でそれぞれ行われたわけでございますけれども、住民のアンケートは、あくまでも柴田議員もご指摘のように、住民の皆様方が合併について、あるいは合併の規模について、どういうふうなお考えを持っているのかということをお聞きするのが、やはり一番大事なことである。やはり長崎市として、最初から走るといいますか、そういうふうな形でいくのはいかがなものかという形で非常に慎重に、実は準備をしておりました。

第1回目のアンケートの結果が大体ほぼ整ったということの判断も含めて、私自身が10月の18日に、ああいう発言をさせていただいたところでございますし、このことにつきましては、議会の皆様方、また、関係町の方々には、文書として私の考え方を述べさせていただいているところでございます。この中には、住民の方々心配されております公共料金の問題等もいわゆる激変緩和という形で、長崎市と合併していただいても、すぐ例えば長崎市の料金になるのではないですよと、何年間かの経過措置もありますよという問題等々、特に、介護保険につきましては、ご案内のように、次が平成15年の4月でございますので、それに向けてまして、どういうふうに、前は1市10町も含めて、時間の問題で足並みがそろわなかったけれども、あと1年有余に迫っておりますので、どういうふうにしましょうかという問題等々も含めて、ある意味で、私は、常識的な形で長崎市の方向

づけではなかったのかなというふうに、私自身は考えていますが、それを示させていただいたと、それを住民アンケート結果の中で、長崎市の一つの考え方ということも俎上にのせていただく中で、今後のいわゆる任意協議会等で協議をしていただきたいという形でございますので、ぜひよろしく願いさせていただきたいと思えます。

次に、雇用対策についてお答えをいたしたいと思えます。

総務省が本年の11月30日に発表した10月の労働力調査によると、全国の完全失業率は、調査開始以来最悪の5.4%を記録するなど過去最悪を更新しております。完全失業者の数は、前年同月より38万人多い352万人となり、このうち倒産あるいはリストラなどによる非自発的離職者は114万人を記録しており、非常に厳しい雇用失業情勢となっております。

また、雇用情勢を示すもう一つの指標であります月間有効求人倍率でございますが、全国においては、前月を0.02ポイント下回り0.55倍となっており、本市を含むハローワーク長崎管内の同じく10月の月間有効求人倍率においても、前月を0.03ポイント下回る0.48倍となっております。この数値は、平成11年4月、6月に記録した0.30倍という最悪の数値からは抜け出している状況ではございますが、依然として、全国より低い数値を示しており、今後も、徐々に低下していくことが、残念ながら予測されております。

特に、国における構造改革の推進による金融機関の不良債権処理が進むことに伴い、全国的に雇用失業情勢はますます厳しくなると言われております。

そのような折、国におきましては、雇用対策を柱といたします3兆円近くの第1次補正予算を成立させ、その中で、新たな緊急地域雇用特別交付金事業を実施することとし、3,500億円の予算を確保しております。この事業は、前回の交付金事業と同様、県において基金が造成をされ、事業計画の提出によって市町村へ補助金が交付されることとなっておりますが、長崎県への国からの配分額は、前回の30億円余りを大きく上回る50億5,000万円となると聞き及んでおります。

現在、本市を含め、各市町村から県に対しまして、平成13年度から16年度までの補助事業につい

て事業計画を提出しております、その内示を待っている状況でございます。

また、柴田議員ご指摘の本市積立金を取り崩して、独自の雇用対策事業を実施してはどうかというご提案につきましては、現在、その方向で検討を進めているところでございます。

新たな交付金事業で県へ提出したもののうち、配分額の問題等で不採択になる事業も出てくること予測されることから、それらと合わせ、現在、各部局から市単独事業にふさわしい新たな雇用対策事業の要望を集約しているところであり、事業内容、雇用効果及び費用対効果等を検討し、真に必要な高い事業について、本市財政調整基金の一部を取り崩してでも、長崎市独自で実施に移してまいりたいというふうに考えているところでございます。

長崎市におきましては、これらの事業を活用して、雇用効果の高い事業を実施することにより、雇用情勢の改善に寄与してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思います。

他の項目につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。＝(降壇)＝

商工部長(石崎喜仁君) 第2点目の中小企業対策、1点目の対策本部の設置についてお答えいたします。

本市におきましては、昭和62年から中小企業者の方々に対し、主に金融相談窓口を設置し、その中で専門職員を配置しまして、さまざまなご相談に対応しております。また、商工会や商工会議所におきましても、経営指導員による相談業務を初め企業の体質改善・強化を希望される中小企業の方々に対しまして、直接専門家を派遣して、具体的かつ実践的な助言を行うことにより、問題解決を図ることを目的とした小規模企業向けのエキスパートバンク制度や長崎県産業振興財団による長崎県中小企業支援センターを核とした窓口相談事業、専門家派遣事業なども実施されております。

また、緊急性を要する中小企業の倒産防止対策といたしましては、長崎商工会議所、県商工連合会におきまして、倒産防止特別相談事業が実施されており、倒産のおそれのある中小企業者からの

相談に当たっております。

現在、このような商工関連指導機関が商工部が所在する商工会館に事務所を一堂に構えているため、各機関との連携も円滑に行われており、業務上の諸問題についても、定例的に意見交換会も実施いたしております。

このような状況でございますので、議員ご提案の年末に向けての関係機関を網羅した対策本部の設置につきましては、現在のところ考えておりませんが、本市といたしましては、さまざまな問題を抱えている中小企業者の皆様に対し、今後、さらに関係各団体との連携を密にしながら、効率的な支援、指導を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の融資体制の強化についてお答えいたします。市内の中小企業者の方々の経営の健全化及び事業の安定化を図るため設けている長崎市中小企業融資制度につきましては、現在、12の制度があり、平成12年度の実績では106億円余りの融資実行がっております。中小企業の方々の資金調達に一定寄与したものと考えております。当制度は、市が信用保証協会もしくは金融機関に一定の資金を預け、制度に応じて信用保証協会の保証をつけて金融機関から資金を融資するものとなっております。本市、それから金融機関、保証協会の3者の協調により円滑に運営されております。

議員ご指摘の本市が融資の審査に意見を入れるということは、信用保証協会や銀行の役割である審査に市が介入することになり、3者の協調による本市の融資制度の運営を阻害し、本市の融資実行に対する責任も出てくることから、適当でないと考えております。

また、本市で直接融資を実行することは、元来、保証協会及び銀行が行っている貸付先の審査、債権の管理等を行わなければならない、そのため、的確な情報とそれらを判断できる組織体制の整備が必要であります。しかしながら、行政が保証協会及び金融機関と同様の審査機能を持つことは非常に困難であり、また、公金の融資であっても、返済することが前提である以上、融資の実行の可否については、金融機関などと同じ結果にならざるを得ないものと考えております。

このような理由から、市が直接融資を行うことは、効率性や能力的な面からも困難であると思わ

れ、本市といたしましては、保証協会と金融機関とのそれぞれの役割分担の中で、融資制度の充実を図ることが重要であると考えております。

なお、現在、本市におきましては、商工部において専門の金融相談員を配置しており、本市の融資制度の紹介、あっせんのみならず、事業資金が必要な中小企業者に最も有利な国、県の融資制度等の紹介及び相談を行う業務を行っております。

一方、既存の融資制度につきましても、本年度から新たに事業を起こそうとする方々の運転及び設備資金に供するための中小企業創業資金を創設するなど、常に見直しを図ることで充実に努めているところであります。

なお、中小企業者の方々の年末年始の運転資金に供するために設けておりました中小企業季節資金につきましては、平成11年度から通年融資が受けられるよう制度を改め、中小企業短期資金と名称も変更し、周知を図ったところ、平成11年度から2倍以上の利用の増加が見られており、現在も年末等を含め利用頻度の高い制度となっております。

また、小企業振興資金、いわゆる小口資金や中小企業経営安定化資金は、今年度に入り、昨年度と比較いたしまして50%以上の高い伸びを示しております。本市融資制度の充実及び周知に努めてきた結果であると考えております。

本市といたしましては、今後とも、中小企業者がいつでも利用しやすく、また、資金調達が行えるよう努力してまいり所存でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

建設管理部長(松藤俊光君) 入札制度の見直しについてお答えいたします。

本市の入札・契約制度の基本的な考え方につきましては、建設市場の国際化への対応として、25億円以上の大規模工事を一般競争入札とし、1億5,000万円以上25億円未満につきましては、公募型指名競争入札を試行的に導入いたしております。また、1億5,000万円以上5億円未満につきましては、工事の規模内容等により指名競争入札を併用しており、1億5,000万円未満につきましては、従来からの指名競争入札で施工することといたしております。ここ数年来、社会のあらゆる分野におきまして、一層の改革が叫ばれる中、公共工事に

ついても、効率性、透明性及び競争性が求められております。

その中で、本市といたしましても、種々の改善を行ってきたところでございますが、最近における主な改善状況を申し上げますと、公募型指名競争入札などの多様な入札方式の試行導入、設計等に係るプロポーザル方式の試行、最低制限価格にかわる低入札価格調査制度の試行、建設工事に係る予定価格の事前公表などでございます。

その中で、本年4月から入札及び契約の適正化を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されました。

本市といたしましても、この法律の趣旨を十分に踏まえ、発注見通しの公表や入札・契約に係る情報の公表など適切な対応を図っているところでございます。これからも入札の透明性と競争性の確保について、なお一層の改革を図ってまいりたいと考えております。

また、入札・契約制度の改革につきましては、公共工事の適正化指針において、IT化の推進が盛り込まれており、一つの手段として、電子入札を導入することにつきましては、ある一定期間を要するものと考えておりますが、本市といたしましては、本年度からその検討作業に着手しているところでございます。

議員ご質問の制限付き一般競争入札の適用につきましては、一般競争入札に地域による制限、経営事項審査の評点による制限、手持ち工事件数による制限などといった資格要件を付して入札を行う方法であり、公告時の資格要件を満たす企業は、すべて入札に参加できるものであることから、入札参加の可能性がある潜在的な多くの企業の参入が見込まれ、高い競争性が確保されるのではないかと考えております。

一方、個別の入札における事務量が多いこと、また、業者の工事施工能力の確認、適正な施行体制の確保などの課題もあります。現在、横須賀市等の先進都市の状況を調査、検証しながら、電子入札の導入も含め、制限付き一般競争入札の試行に向け、職員一丸となって作業を進めているところでございます。

なお、当然のことながら、地元企業の育成及び地域経済の活性化のため、可能な限り地元企業の受注機会の拡大には努めてまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

41番(柴田 朴君) それぞれ答弁をいただいたわけですが、今、建設管理部長から、入札のあり方については現在も検討中だと、したがって、横須賀市がやっているような電子入札というふうなものも含めて、制限付きの一般競争入札という方向を検討したいというふうに答えたというふうに思うんですが、そのとおり受け取っていいですか。もう一度、返事をください。

建設管理部長(松藤俊光君) 制限付き一般競争入札と電子入札というものは表裏一体のものと考えております。本市といたしましては、電子入札につきましては、平成16年度をめどに導入をいたしたいと、今考えております。制限付き一般競争入札の一部実施につきましては、平成14年度から一部試行したいというふうな考えを持っております。

ただ、その前提条件といたしまして、郵便入札、それから電子入札の基本的な設計を行わなければいけない。それから、今現在稼働いたしております契約管理システムの改修、それから各企業等への周知、そのようないろいろな前段階の準備がございますので、その辺で国とか県とか他都市の状況を見ながら検討を進めておるとい状況でございます。

以上でございます。

41番(柴田 朴君) ありがとうございます。

前向きの答弁として受けとめたいと思います。

そこで、商工部長が先ほど一応、中小企業支援のためには、今、窓口にも、例えば専門的な相談員を置いて指導をしていると、そういうふうなことも含めて考え方を述べたわけですが、私が壇上から指摘したのは、そういうやり方は、もちろん私は否定はしませんけれども、この年末に向けて、あなたたちは12種類の、例えば融資体制というものも12種類あると、そういうものがあっても、結局、市役所の窓口では、よろしいでしょうという格好で印鑑を押されても、いざ金を貸すという場合には、銀行が結局、それは最終判断をするわけでしょう。そうすると、今の銀行というのは、銀行法にも違反をして貸し渋りをやっているというのが常識なんです。そういうふうな銀行に対して、全然、行政が物が言えないというのが今日の

状態だと私は思うんです。

だから、私は、場合によっては、業者と一緒に職員も一緒に行って銀行と交渉すると、あるいは保証協会と交渉するという状態をつくらないと、本当に困っている、そういった中小企業や商店、そういう人たちを有効的に救済することはできないと、そういうことを言っているんです。これは今までも、去年もおととしもそうではなかったんですか。だから、そういうものを、ただ一步も変えずに従来どおりにやりますというふうな格好だけでは、ことしの年末など、私は大変なこれは状態が出てくると見るんですけれども、救済できませんよ。

だから、私は、一方では、そういうことを指摘しながら、一方では、長崎市は積立基金というのがあるわけですから、320億円の積立金があるんだから、その中には、当然、取り崩せない積立金もあります。しかし、取り崩してもいい積立金もあるんです。そういうものを30億円でも50億円でも、いわゆる取り崩して、そうして50万円とか100万円単位でもいいから貸していくと、これは年末になると、小さい商店、中小企業は50万円、100万円の金がどうにもならないと、どうにもならず、やはりお手上げしていく場合が多いんですよ。そういうときに貸していいではないか。よその、いわゆる東京都内とか、そういうところでも既にやっている。そういうことができないのかというものは、非常に簡単に銀行業務を市がやらなければならないからというふうなことを言っているんですが、東京都の場合には、これは中小企業診断士の協力を得て、そういう銀行がやっているような査定とか、いろいろなものをやっているようですね。

しかし、長崎では、そういうものができないのかと、そういう中小企業診断士というのがどのくらいおるか分かりませんが、あるいは元銀行員であったOBとか、いろいろな人たちがおるわけでしょう。そういう体制をとろうとすればできるのではないかと私は思います。

そういう点では、やはり再検討をお願いしたいと思うんです。長崎の今日の年末に向けての体制というのは、これは大変な厳しいものがあると私は見ておりますので、検討を願いたいと思うんです。

町村合併で市長からお答えをいただきました。



確かに、国が表向き言っている町村合併の姿勢というのは、いわゆる地方分権をにらみながら、できればしっかりとした自治体にそれぞれをして、そうして、その移譲された、分権された自治体の権利というものを大いに活用することのできる自治体、そういうものやっつけていこうと、こういうふうにならなっております。しかし、私は、今度の合併問題というのは、それは表向きであって、その裏側では、どういうことがやられているかと申しますと、ほとんどこれは、国の行革と一体となって進められてきているというのが本質だと思っております。

例えば、財界主導の経済戦略会議というのがあります。これは、日本経済の再生へ向けての戦略をいろいろ検討しているところですが、ここでは財界の方からですね、全国3,200の市町村を少なくとも1,000以下に減らしてほしいと、政府にこれは要望しているわけなんです。政府は、それを受けて昨年の12月に閣議決定で、いわゆる行政改革大綱というものを2005年3月までにやると、そして1,000程度に市町村を減らしていくと、こういうふうなことを財界の要望を受けて、そして閣議で決定するという状態があるわけですね。

それで、私先日、例えば地方分権改革推進会議というのが、総務省の中にあるわけですが、この9月14日のホームページに載っているのは、これは多分いろいろ会議をしてヒアリングした状況だと思っておりますが、総務省の幹部がその中で、こういうことを言っていますよ。「合併によりコストが削減されるというのはそのとおりだ。行革の最たるものが市町村合併だと思う」と、こういうふうなことを、これは総務省のホームページに出るとなると、そういうことが堂々と出ておるから、私が壇上で申しましたように、やはり全国の町村大会、これは大変な論議が町村大会ではやられておまして、そうして町村合併の押しつけには反対だという特別決議をするというのは、こういう背景がちゃんとあって、そうして町長さんたちもよく勉強しているわけなんです。全然、住民の自治というものは考えていないと、そういうことが、あの町村大会でも論議されているんですね。住民の自治があつての合併ではないか。それが欠落をしまつているというのが、この町村大会での指摘でありますから、私は、やはりその点を市長

も十分に受けとめてほしいと思っております。

今日の国や自治体の借金というのが666兆円と、そういうふうにならなっておりますが、この大半が、この十数年の間に公共事業をどんどん進める。長崎市の財政状況を見ても、急に公債費が膨れ上がっているのは12年前からなんです。この12年間ぐらいの間に約1,500億円の長崎市は借金を抱えておりますね。これは、やはり国に呼応して公共事業をどんどん進めていった結果が、そういうふうにならなっているわけで、そういう状態をスリム化していこうというのが、今度の町村合併にならなっている。そうしてスリム化をして、住民のサービスを切り捨てると、地方自治体に対するいわゆる交付金を減らすと、そういうことで、小泉さんは事を進めようとしているから、非常にこれは、下々で町長や村長が考えているような住民の自治をいかにうまくしていくかということとかみ合わないわけなんです。そういう状態が出てきていることについて、市長は、どのように考えているかということ、私は聞きたいと思っております。

それから、もう一つは、長崎市も1市10町ということにならなると、いろいろ今度は任意合併協議会を開くと言っております。しかし、1市10町といつたら、長崎市を中心にして相当、これは距離が長い状態にならなると、しかも、長崎市は財政が非常に厳しいという状況の中で、そういう状態、この合併が可能かどうかという問題も考えないと、結局は、国にかわつて長崎市がいろいろなものを背負わされてしまつと、周辺町のいろいろなそういう弱点をですね、長崎市が背負い込んでしまつと、こういうことは、火を見るよりも明らかなんですから、その辺の問題も含めて私は、市民とも相談をしなければならなと思つていますが、そういう市民との相談というのは、まだないわけですね。

市長がこの間の10月の例の関係町との協議の中で発言した内容でも、発言した内容を私たちには、あとで書類でいただいたわけですよ。私が言いたいのは、発言をする前に、議会とか市民の声というのは聞いてしかるべきではないか。こういうふうな、私は言っているわけですから、その辺についても、もう少し市長の真意をお答えいただきたいと思つております。

総務部長(岡田慎二君) 後段にお尋ねの市町村

の合併についての考え方ですけれども、冒頭、憲法の基本理念からさかのぼって貴重なご意見を賜りました。

ご質問の中で、具体的に国の行革の一環という位置づけのお話でしたが、私どももそういう位置づけがあるということについては、十分承知をいたしております。現下の厳しい諸情勢、特に、財政状況が厳しいという中で、今後の地方分権が本格的に推進される中で、市町村の規模なり財政能力をどういうふうにしていくかということについては、確かに非常に重要な問題だという認識を持っております。また、一方では、いろいろな諸情勢の中で、やはり環境問題あるいは少子・高齢化の問題、いろいろな形での行政需要と申しますか、住民サービスを確保、維持していくために、どのような工夫があるかということも、また、私どもとしては、いろいろ検討しなければならない課題と、一方では、そういうこともございます。

そういう中で、私どもとしての視点は、あくまでも、いろいろな協議を通じまして、特に、情報の提供を進めながら、地域住民の方がどのようにお考えかということをも十分把握をする必要があるということもございます。そのためには、いろいろな資料なり、あるいは協議の経過を十分情報公開をしていくということも、また必要ではないかということを考えております。

それから、私どもとしては、今後、この12月議会に任意の合併協議会の経費をお願いしておりますけれども、この中で、それをお認めいただいたことになれば、1市11町でさまざまな議論をしていくわけですけれども、今、ご指摘の国の肩がわりという部分も含めて、さまざまな議論が出てまいりましょうから、その中で、私どももそのことも含めて、十分議論をさせていただきたいと、そのように考えております。

市長(伊藤一長君) 柴田議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

1市11町で少し無理があるんじゃないかと、今後、長崎市との関係ともよく協議をすべきではないかということでもございました。

先ほど壇上でもお答えさせていただきましたけれども、現在、1市10町で、議員の皆様方ご存じのように、既に、相当な年数をかけまして、消防

とか救急体制、一部火葬場の事業等を行っておりますし、近年には、例の焼却場とか下水処理とか、そういうものも行ってありますし、水の問題でもお世話になっているという経過等もございますし、生活圈そのものも、相当もう1市11町という範囲内では、そんなに無理があることではないんじゃないかなという問題とか、それと近年は、非常に目まぐるしく情報技術関係の、いわゆる日進月歩の時代でございますので、そういうものをうまく駆使していけば、交通機関の発達等も含めて、このエリアというのは、そんなに無理がある範囲ではないと、もちろん、こういう一番ベースには、長崎のいわゆる財政状況とか、そういうもの等も視野に入れながらの、このたびの私の見解になったということでございますので、ぜひご理解をいただければありがたいと思っておりますし、先ほど壇上でも申し上げましたけれども、10月18日の件につきましては、一般的な、恐らく議員の皆さん方もお聞きになって、個々の項目等を含めて、それほど無理がない内容ではなかったのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いさせていただきたいというふうに思います。

41番(柴田 朴君) 私は、市町村合併の問題については、非常にこれは慎重を要する内容がいろいろ含まれていると、したがって、あんまり焦らずに、議会や住民の意見を十分に聞きながら、市長は、やはり事を進めていただきたい。

特に長崎県が、私が壇上からも申しましたように、全国では一番真っ先を走っているんですね。私は、この状態というのは、真っ先を走ること、県民の視野をそれだけ狭めているんですよ。さあ乗り遅れるぞ、乗り遅れるぞと知事が言うと、みんなそうかなと思って、もう視野を全国を見渡す暇もなくて、それに飛び乗っていくと、こういうふうなことをやらせようとしているんで、そういうことはやめた方がいいんじゃないかと、もっと冷静になりなさいと、こういうことを知事に対して物が言えるのは、やはり県庁所在地の市長の伊藤市長しかいないわけですよ。ほかの町長や市長では言えませんから、あなたが、やはり知事に対して、もう少し頭を冷やしたらどうですかと言ってほしいと私は思います。

そのことについて、市長どうですか。市長がやはりそういう役割を果たす必要があるんじゃない

ですか。県下の8市の市長会の会長でもあるし。やはり県が突出しているというのは、私は、決して褒めたものではない。それは県下、離島が一番多い、あるいは79市町村があると、そういうものも知事には思いがあるでしょう。しかし、だからと言って、全然、メリット、デメリットを真剣に検討もさせずに、やはり地域ごとにくくっていくということは、非常に将来を考えた場合には危険性があると私は思います。

その点で、市長が知事に対して、そういう頭を冷やしなさいといういさめの言葉も含めて、ちょっと答弁をしてください。

市長(伊藤一長君) 柴田議員の再質問でございますけれども、時間が残されておりませんが、私は、この合併のエリアの案をつくるときに、県から委嘱されて長崎大学の猪山先生が長崎市役所にお見えになったときに申し上げたんですが、私としては、中核市であるので、長崎市独自でもできますと、今後とも、できますし、そうしなければいけないという基本を持ちながら、しかし、合併をするんだったら、ある程度の合併をした方がいいんじゃないでしょうかと、将来を見据えた、先ほど壇上では10年、20年先と申し上げましたけれども、した方がいいんじゃないでしょうかと、中途半端な合併はしない方がいいんじゃないでしょうかということをお知らせしました。

その結果が、ああいう1市5町という案が出たわけでございますが、そのことについては、きょうは申し上げませんが、それが1点と、もう一つは、行政区域が大きくなったら、柴田議員と議論するつもりはございませんが、大きくなったら、そこにお住まいの方々のいろいろな住民福祉とか、細やかな施策とか温かみとか、そういうものが薄れてくるんじゃないかなという心配があるわけでございますが、私は、これは議会も含めた、私ども行政に携わる者の一つの大きな姿勢の問題だと思えます。やり方さえきちんとしておけば、そういうことはない。また、そういうことがないような形の施策をやっていくのが、私どもの責任であるというふうに私自身は考えていますので、よろしくお願いいたいと思います。

議長(鳥居直記君) 次は、8番吉原日出雄議員。

〔吉原日出雄君登壇〕

8番(吉原日出雄君) 皆さん、おはようござい

ます。

自民クラブ、吉原日出雄でございます。

質問通告に従い、市政一般質問をさせていただきますので、市長及び関係部長の答弁につきましては、前向きな答弁を希望するものであります。

まず最初に、常盤・出島地区に関してであります。

平成15年度完成目標に進められております一般国道324号出島バイパスが着々と工事も進み、開通される予定ですが、田上より新地まで、最後のトンネルが約2.9キロメートルと聞いております。現在使用している西山トンネルよりも長い距離であると思えます。まさしく長いトンネルを抜け、出てきたところに位置するのが出島・常盤地区であります。高速道路を利用され、長崎にお越しになるほとんどの方々が一番最初に目にするのが、この常盤・出島地区の光景になるわけです。いわゆる長崎の第一印象の顔ともいえると思えます。そして、国宝大浦天主堂を初めグラバー園がある南山手の洋館群より、本市が積極的に復元されております出島や出島ワーフ、そして元船地区に流れる人の通りとしての役割等を考えると、重要な場所であり、長崎観光の大動脈に匹敵すると言っても過言ではないと思えます。

本市としても、真摯に取り組む必要があるわけですので、現在の進捗状況と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、観光行政についてであります。

一昨年の1月から15カ月間のロングランで開催された日蘭交流400周年記念事業は、平成9年から減少傾向にあった観光客数に一定の歯どめをかけることができましたが、本年は、その反動に加え、関西、関東に大型二大テーマパークがオープンしたことにより、当初から本市観光を取り巻く状況は厳しいものが予想されておりました。

今日、観光の形態が団体から個人・グループに変化し、旅行者のニーズも「いやしの時代」とも称され、また21世紀は、グリーンツーリズムに象徴される自然、環境、空間及びゆとりを求めて旅をする時代の中で、当然ながら、このような観光をめぐる状況変化に応えられない観光地は、観光都市間の競争には生き残れないと言っても過言ではありません。

これまで本市は、異国情緒、夜景、平和をイメー